限る。）又は第百八十一条第三項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）は、新令第一条第三号に掲げる罪とみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第五条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第四条の規定の適用については、旧刑法第百八十一条第三項又は第二百四十一条後段（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第四条第一号に掲げる罪とみなす。

2　新令第五条の規定の適用については、旧刑法第百七十八条の二（旧刑法第百七十七条に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第百七十九条（旧刑法第百七十八条の二に係る部分に限る。）、第二百四十一条前段又は第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条前段に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新令第五条第一号に掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新令第五条第六号に掲げる罪とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第二号及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ヌの規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十六号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定する罪」の下に「又は同法第六条の二第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第百九条第一項の罪、同法第百十七条第一項の罪（同法第百八条又は第百九条第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第百二十六条第一項若しくは第二項、第百四十六条前段若しくは第二百四条の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条第一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に当たる行為に係るものに限る。）」を加え、同項第十七号中「（平成十九年法律第三十八号）」を削る。

附　則

この政令は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十二号

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百五十八号の項中「福井県吉田郡永平寺町谷口四十八字堂谷四番一まで、同町牧福島四十字上間墨四十一番四から」を削る。

附　則

この政令は、平成二十九年七月八日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○総務省告示第二百十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十九年七月五日

総務大臣　山本　早苗

名称	期間	地域
社会民主党全国連合周辺地域	平成二十九年七月十日から平成三十年七月九日まで	東京都中央区 明石町 入船一丁目（三番から五番及び八番、九番） 入船二丁目 入船三丁目 新川二丁目（二十八番から三十三番） 湊一丁目（三番から六番及び十番から十四番） 湊二丁目 湊三丁目 佃一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点